

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第一条 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この規則中の次に掲げる用語の意義は、本条に示すとおりとする。</p> <p>「一～四 略」</p> <p>五 「簡易無線業務用無線局」とは、簡易な無線通信業務を行うために開設する無線局をいう。</p>	改正前	<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この規則中の次に掲げる用語の意義は、本条に示すとおりとする。</p> <p>「一～四 同上」</p> <p>五 「簡易無線業務用無線局」とは、簡易な無線通信業務であつて、かつ、アマチュア業務に該当しない業務を行うために開設する無線局をいう。</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。			

(電波法施行規則の一部改正)

第二条 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(業務の分類及び定義)</p> <p>第三条 宇宙無線通信の業務以外の無線通信業務を次のとおり分類し、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。</p> <p>「一〇十四 略」</p> <p>十五 アマチュア業務 金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究その他総務大臣が別に告示する業務を行う無線通信業務をいう。</p> <p>十六 簡易無線業務 簡易な無線通信業務をいう。</p> <p>「十七〇二十 略」</p> <p>「2・3 略」</p> <p>(無線局の種別及び定義)</p> <p>第四条 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。</p> <p>「一〇二十三 略」</p> <p>二十四 アマチュア局 アマチュア業務を行う無線局をいう。</p> <p>「二十五〇二十九 略」</p> <p>「2 略」</p> <p>第三十四条の十 法第三十九条の十三ただし書の総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合であつて、当該各号に応じて総務大臣が別に告示する条件に適合するときとする。</p> <p>一 臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作ができる資格を有する無線従事者の指揮の下に、当該無線設備の操作を行う場合</p> <p>二 家庭内その他これに限られた範囲内においてアマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮の下に、当該無線設備の操作を行う場合</p>	<p>(業務の分類及び定義)</p> <p>第三条 宇宙無線通信の業務以外の無線通信業務を次のとおり分類し、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。</p> <p>「一〇十四 同上」</p> <p>十五 アマチュア業務 金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう。</p> <p>十六 簡易無線業務 簡易な無線通信業務であつて前号に該当しないものをいう。</p> <p>「十七〇二十 同上」</p> <p>「2・3 同上」</p> <p>(無線局の種別及び定義)</p> <p>第四条 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。</p> <p>「一〇二十三 同上」</p> <p>二十四 アマチュア局 金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によつて自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行う無線局をいう。</p> <p>「二十五〇二十九 同上」</p> <p>「2 同上」</p> <p>第三十四条の十 法第三十九条の十三ただし書の総務省令で定める場合は、臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮の下に行う場合であつて、総務大臣が別に告示する条件に適合するときとする。</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則の一部改正）

第三条 特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（平成十三年総務省令第百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(無線局の目的)</p> <p>第三条 次条の無線局の目的は、次の各号に掲げるとおり区分し、それぞれ、当該各号に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。</p> <p>〔一〕二 略〕</p> <p>三 簡易無線通信業務用 簡易な無線通信業務を行うことを目的として開設するものであること。</p> <p>四 アマチュア業務用 アマチュア業務(電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三条第一項第十五号に規定するアマチュア業務をいう。)を行うことを目的として開設するものであること。</p> <p>〔五 略〕</p> <p>六 短波放送用 短波放送(電波法施行規則第二条第一項第二十四号の二に規定するものをいう。)を行うことを目的として開設するもの(第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。)であること。</p> <p>〔七〕十三 略〕</p>	<p>(無線局の目的)</p> <p>第三条 次条の無線局の目的は、次の各号に掲げるとおり区分し、それぞれ、当該各号に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。</p> <p>〔一〕二 同上〕</p> <p>三 簡易無線通信業務用 簡易な無線通信業務を行うことを目的として開設するもの(次号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。)であること。</p> <p>四 アマチュア業務用 金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行うことを目的として開設するものであること。</p> <p>〔五 同上〕</p> <p>六 短波放送用 短波放送(電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二条第一項第二十四号の二に規定するものをいう。)を行うことを目的として開設するもの(第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。)であること。</p> <p>〔七〕十三 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。